

アメリカにおける“就学義務規定”を めぐる教育判例の動向

清 水 一 彦

はじめに

近年の学習権・教育権に関する国際的合意の中には、教育における人権および基本的自由の尊重の強化が謳われている⁽¹⁾。そこでは、学習者および父母の学習権あるいは教育権とその他の一般的人権との統一の実現がめざされている。

こうした学習権・教育権保障の国際的発展動向の中で、今日のわが国においても、教育内容や学校に関する学習者および親の教育選択権をはじめ、人権や基本的自由を尊重し強化する教育活動の実現、とりわけ法制上の整備が、学習権・教育権理論のいっそうの深化を図る上で重要な課題の一つとなっている。

本稿は、こうした今日的課題の解明の知見を得るために、多くの判例が蓄積されているアメリカの教育判例の分析を通して、学習者および親の学校教育に関してもつ権利の性格・内容を明らかにするとともに、教育関係諸主体の権利（権限）・義務関係の構造、およびそこにみられる法理を明らかにしようとする大きな研究の一環をなす。

これまでわが国において、アメリカの教育判例を扱った先行研究は数多くあるが、とりわけ子どもの学習権保障という観点から、その論理と方向性を具体的に分析・追究した論文は意外と少ない⁽²⁾。本稿では、当面の課題として、子どもの学習権保障の制度形態の一つであり、具体的には学校制度に近づく行為と位置づくものと考えられる義務教育制度を取り上げ、とくに「就学義務」に関連した教育判例を対象に選び、次の3点を明らかにしていきたい。

- (1) 就学義務規定に関する教育判例の歴史的動向とその特色を明らかにする。
- (2) そこにみられる教育関係諸主体の権利（権限）・義務関係およびその法理を明らかにする。
- (3) 子どもの権利がどのような形で自覚され、確認されようとしているのかを明らかにする。

考察を進めるにあたって、本稿では、アメリカの就学義務規定をめぐる教育判例の歴史的流れを、大きく州権の確立期、州権の制限と親の教育権の確立期、子どもの権利論の萌芽期という過程でとらえることにする。そして、それぞれの時期の代表的な教育判例として、主に連邦最高裁に係属した事件を取り上げ、分析・考察することによって主題に迫ることしたい。

I. 州権の確立

アメリカでは、1852年のマサチューセッツ州において義務就学法（Compulsory Attendance Law）が初めて制定されて以来、1918年までに全州がこれを制定し、近代的な義務教育制度が確立されることになった。こうした義務就学法の制定を促進させる背景には、当時の過酷な児童労働から子どもを保護するとともに、増加の一途をたどっていた海外からの多くの移民に英語およびアメリカの習慣を教えるという社会的要請もあった。そして、この義務教育の制度化は、当初からとくに就学義務に関する規定を定める州の権限を認める判例によっても、強く支えられていたのである。

就学義務に関して、教育判例上その州権が最も明確な形で確立された最初のものとしては、1901年のインディアナ州最高裁の判決（State v. Bailey, 157 Ind. 324）が挙げられる。この判決の中では、次のように論じられた。

「子どもを監護する親の自然的権利は、州権に属し、それは内国法によって制限され規定される。親の最も重要な自然的義務は、子どもを教育する義務であり、この義務は、子どもだけでなく、国家（common wealth）のためにもある。この義務の遂行を怠ったりあるいは意図的に拒否した場合、親は法律によって係る市民の義務遂行を強いられる。子どもの幸福と社会の最も大きな利益は、州がその主権を行使し、子どもに教育を受ける機会を保障することを要求する。⁽³⁾」

こうして、いかなる親も、州憲法に定められた総合的な教育制度から享受する子どもの利益を奪う権利を有しないとして、義務教育制度に関わる州の権限の正当性ととも、親の権利に対する州権の優越性が明示されたのである。

州裁判所によって言明された州権の確立は、連邦憲法に関する争いの中で、連邦最高裁によっても支持されることになった。1944年の Prince 事件（Prince v. Massachusetts, 321 U. S. 158）は、その代表的な一例である。

マサチューセッツ州の「児童労働法」第69項では、次のような規定が定められていた。

「12歳未満の少年もしくは18歳未満の少女の未成年者は、街頭およびその他の公共の場で新聞、雑誌、定期刊行物その他の品物を販売したり手伝ったりしてはならない。また、いかなる者も彼らにそうした物品を供給したり、親・後見人が彼らを働かせたりしてはならない。⁽⁴⁾」

この事件は、上記の州法の規定に反して、後見人である一市民が、宗教上の理由から9歳の少女に係る不法行為をさせたことに始まる。そして、連邦最高裁では、同州法が連邦憲法修正第1条⁽⁵⁾および第14条⁽⁶⁾の信教の自由、平等保護条項を侵害しないかどうか、その合憲性が争われた。

その結果、判決では、次のように述べられた。

「家族それ自身は、信教の自由の要求に相反するものとしての公益（public interest）の規定を超越するものではない。……宗教の権利も親の権利も限界がある。若者の幸福に関わる一般の利益を堅持しながら、*parens patriae*（祖国の親）としての州は、就学を制

限し、児童労働を制限・禁止し、あるいは他の多くの方法によって親のコントロールを制限することができる。⁽⁷⁾」

そしてそこでは、「州の子どもの活動に対する権限は、親の類似した行為に対するものよりも、もっと広範囲なものである。これは、とくに公的活動や雇用の事項について真実である⁽⁸⁾」として、かくして同州法の合憲性を認める判断を下したのである。

この事件は、直接に就学義務規定をめぐる問題ではなかったが、判決の中ではそのことにも触れる形をとり、州が *parens patriae* としてその権限を行使するという理論の下、就学義務に関しても州は絶対的な権限をもつことが示されることになった。

Ⅱ. 州権の制限と親の教育権の確立

“義務就学”の概念についての司法上の強い支持によって、就学義務規定を制定する州の権限に関しては、その後何ら問題とされることはなかった。しかし、就学義務規定の実行や適用については、いくつかの制限が判例の上で課せられることになった。そして、その中で州の権限と子どもの教育に対する親の教育権との関係が、憲法上の問題として取り上げられたのである。その最初の代表的な判例が、1925年の *Pierce* 事件における連邦最高裁の判決 (*Pierce v. Society of Sisters*, 268 U. S. 510) である。

本件は、私立学校への就学を認めず、すべての児童に公立学校の義務教育を施すことを規定した1922年のオレゴン州教育法改正についての合憲性が、連邦憲法修正第14条の適正手続条項との関係で争われた事件である。

判決では、すでに2年前の1923年の *Meyer* 事件⁽⁹⁾における連邦最高裁の判決 (*Meyer v. Nebraska*, 262 U. S. 390)——州は連邦憲法修正第14条により保障されている市民の自由を不合理に侵害してはならないとして、親の教育権が連邦憲法上保障されるという判決——を踏襲しながら、1922年のオレゴン州義務教育法は、「自らの子どもの監護と教育を行う親権者の自由を不当に侵害するものである⁽¹⁰⁾」という違憲判決が下された。連邦最高裁は、その判決理由について次のように述べている。

「これまでしばしば指摘されたように、憲法によって保障された権利は、州の権能内の目的とは合理的な関係をもたない法規定によって、これを奪ってはならない。この国のすべての政府が基礎とする自由権の基本理論の下では、子どもに公立学校の教師の授業だけを受けさせることによって、子どもを標準化しようとする州のいかなる一般的権限もすべて排除される。子どもは決して州の被造物ではない。子どもを養育し子どもの運命を決定する者が、高度な義務と結合した形で、そのほかの責務を子どもに認識させ、その準備をさせる権利を有する⁽¹¹⁾。」

こうして、本判決では、親の教育権の一つとして、親の学校選択権は連邦憲法修正第14条の「自由」に含まれ、憲法上保障されるものであることが明示された。ここで親の教育の自由（教育権）を連邦憲法修正第14条の適正手続条項に基づいて構成し、今日のように修正第

1条に拠って構成しなかったのは、本件および先の Meyer 事件の時代には、修正第1条が修正第14条を媒介として州にも適用されるという法理が未発達であったためである。

ともあれ、本判決によって、義務教育は公立学校あるいは私立学校のいずれの教育を通して行われるという原則が判例上確立されたことになる。これはまた、のちに州法の中で家庭における義務教育（Home School）を認める、という法制上の整備へと発展していくことになった。

なお、本判決では、公立・私立を問わずすべての学校を対象として教育上の諸要件を規定できる州の権限については何ら否定はしなかった。そのため、私立学校に対する州の視察や監督指導あるいは教員の資格付与、教授科目等についての州規定は、その正当性が認められた形となり、実際、ほとんどの州においてそれが実践されたのである。

Ⅲ. 子どもの権利と親

ところで、直接に就学義務規定の運用に関してその合憲性が問われた連邦最高裁の判例は、1925年の Pierce 事件以後およそ半世紀の間は全くなかった。⁽¹²⁾

しかし、1972年5月15日の Yoder 事件における連邦最高裁の判決（Wisconsin v. Yoder et al, 406 U. S. 205）において、長い歴史をもつ州の義務就学法の効用についての一定の歯止めが今まで以上に厳格に課せられることになった。そこでは、州の定める就学義務規定は、他のすべての利益を従属させたり、あるいは排除するような絶対的なものではないという判断が明示されたのである。そして、この判決は、結果的にアメリカの義務教育制度それ自体を蚕食するほどの大きな影響力をもつ判決ともなった。

この Yoder 事件は、ウィスコンシン州において、近代文明およびその影響を否定し拒絶するキリスト教一派である Amish 派の親が、州法の就学義務規定“保護者は7歳から16歳までのすべての子どもを就学させる義務を負う”に反して、宗教上の理由により、第8学年を超えた正規のハイスクールへ子どもを就学させることを拒否したことに始まる。そして、本件では、ウィスコンシン州法の就学義務規定が連邦憲法修正第1条の規定する「信教の自由」を侵害するものであるか否かが、連邦最高裁にまで持ち込まれて争われることになった。⁽¹⁴⁾

連邦最高裁は、まず基礎教育に関する州の権能は最高度のものであると確認しながらも、子どもの早期の人格形成期において親が宗教心の涵養や教育を指導する価値もまた、社会の高い地位を占めるものであると判断した。そして、本件の場合、普遍的教育における州の利益をいかに高く位置づけようとも、それが基本的権利や他の利益、例えば修正第1条の自由活動条項によって特別に保障される権利とか子どもの宗教教育に関する親の伝統的な利益に抵触する場合、何らかの「比較考量手続」(balancing process)をとる必要があると考えた。

こうして、連邦最高裁は、州の就学義務規定が合法的な宗教上の信念を實踐する妨げとなる主張に対して、ウィスコンシン州が第8学年を超えた就学を強制できる条件として、「州が

その要件によって信教の自由を否定しないかどうか、もしくは自由活動条項の下でその保護を求める利益を凌駕するだけの州の強力な利益が存在するかどうか⁽¹⁵⁾のどちらか一方を明らかにする必要があるとした。

判決では、以上の審査基準に基づいて論理を展開している。これに沿って、以下やや詳しくみることにする。

(1) 判旨とその意義

連邦最高裁は、第一の審査基準である「信教の自由の否定」を検討する前に、憲法上の宗教条項の保護を得るためには、その要求が宗教上の信念に根ざしたものでなければならないとして、被告(=Amish 派の親)の「合法的な宗教上の信念」についての判断を示した。そこでは、憲法上保護を受ける権利としての宗教上の信念もしくは実践とは何かを決定することはかなり微妙な問題であるとしながらも、憲法で保障される自由の概念それ自体は、個人が自分自身の行動の基準を立てることを許すものではないとした。

この前提に立って、本件の場合、Amish 派の伝統的な生活様式は、これまでの多くの記録によれば、単なる個人優先のものではなく、組織集団によって共有されしかも日々の生活に密接に関連した深い宗教的信念に基づくものである。さらに、生活や共同体、家庭に対する被告の宗教上の信念や態度は、一般社会の驚くべき知識の進歩や教育の変化する時代あって不変のままであるという十分な証拠もあるとした。連邦最高裁は、こうしてまず、Amish 派のほぼ300年にわたる首尾一貫した実践や基本的な生活様式および信条の堅持に基づいて、被告の「合法的な宗教上の信念」を確認したのである。

そして、「信教の自由の否定」の審査基準に関しては、とくに現代の教育状況の変化との関連においてその判断を示している。すなわち、現代は、従前のような Amish 信仰の生徒が大部分を占めていた田園地域で、しかも第8学年までの初等普通教育が与えられていた時代とは違う。中等教育が義務化され、中等学校には遠隔地でしかも日常の家庭生活の異なる生徒が多く集まってきている。現代の中等学校は、Amish 派の基本的な生活様式とかなり矛盾するものとなっている。それゆえ、そこでは、Amish 派の子どもの信念に反して、彼の態度や目標、価値に関して現世の影響を与えられ、宗教的発達および重要な青年期の発達段階にある子どもの Amish 派共同体の生活様式への統合を本質的に侵すものとなり、これは親に対しても子どもに対しても、Amish 教の基本的信条および実践に矛盾するものである、と結論づけている。連邦最高裁は、さらに現行法の下では、Amish 派の子どもたちは彼らの信念を捨て、広く社会に同化・融合されるか、もっと寛大な他の宗教に移りかわることを余儀なくされることを付け加えている。

こうして、第一の審査基準に関しては、「州の第8学年を超えた正規の義務就学要件の強制は、たとえ被告の宗教上の信念の自由活動を破壊するものでなくとも、重大な危険を及ぼすことになるであろう⁽¹⁶⁾」との判断を下したのである。

次に、第二の審査基準である憲法の自由活動条項を凌駕するだけの「州の強力な利益」の

存在に関しては、次のように論理を展開している。

まず、連邦最高裁は、社会全体に参加できる市民の育成と社会で独立独歩できる人間の育成のためにはある一定の教育は必要であるというトーマス・ジェファーソンの民主的教育論を援用した州の主張を容認しながらも、実際問題、Amish 派の子どもは第8学年を超えた1～2年の正規のハイスクール教育から、そうした利益をほとんど享受していないという十分な証拠もあるとした。そして、州の主張するような第8学年を超えた1～2年の義務教育について、大多数の人々が生活する現代社会への生活準備を子どもに施すために必要であることと、Amish 派の主眼である現世から分離した農業共同体への生活準備を子どもに施すこととは別個の問題であるにとらえた。

また、連邦最高裁は、Amish 派の子どもの中には Amish 派社会から離れる可能性もあり、1～2年の義務中等教育はそうした場合の生活準備のために利益があるとする州の主張に対しては、Amish 派が青年期の子どもにとって理想ともいえる職業教育を継続して施している現実を強調しながら、次のように判断した。すなわち、Amish 派の子どもは、実際的な農業訓練や勤勉、独立独歩の習慣を身につけており、教育欠如による社会の重荷になるという証拠は何ら見い出せない。

連邦最高裁は、州の主張が Amish 派にとっても義務中等教育はわれわれの民主的社会に効果的かつ知的に参加できるように必要不可欠であるという立場に立っている限り、そうした主張は上記の理由によって排除されなければならないとして、さらに次のように述べている。

「正規の中等学校教育に代わる Amish 派の教育は、彼らに現世との関係において自己に課した制限の中で、日々の生活を効果的に機能させ、またこの国において200年以上の間、かなり同一視できる高度な独立独歩の分離社会として、現代社会において存続し繁栄することを可能にしてきた。そのこと自体、宗教上の信念の自由活動を危険におとし入れる犠牲を払わせて第8学年を超えた就学を強制しなくとも、彼らが社会的、政治的市民としての責務を果たすことができる確固たる証拠である。トーマス・ジェファーソンが専制政治に対する自由な国民の砦として教育の必要性を強調した時、彼の心の中には基礎教育を超えた一定の年齢を通じた義務教育は含まれていなかった。また、実際 Amish 社会そのものは、彼が理想と考えていた民主的社会の基礎を形成すべく『頑健な自由民』(sturdy yeoman) の考え方に含まれる多くの諸価値に匹敵し、それを反映するものである。」⁽¹⁷⁾

こうして、第二の審査基準に関しては、Amish 派に16歳までの子どもを就学させる州の利益は、一般に他の子どもにそうした就学を要求するのに比べてそれほど価値があるとはいえないとして、自由活動条項の下でその保護を求める利益を凌駕するだけの十分な「州の強力な利益」の存在を否定する判断を下した。

連邦最高裁は、本件で設定した二つの審査基準について以上のような判断を示した後、さらに先の Prince 事件において判決の論拠ともなった *parens patriae* について触れている。

そこでは、本件の場合、Prince 事件よりいっそう顕著に子どもの宗教の将来や教育を指

導する親の基本的権利が州のそれとの対比において問題になっているとらえながら、もし親の決定によって子どもの健康や安全が損なわれ社会的重荷になる可能性がある時には、親の権限は *parens patriae* の原理の下で制限されるであろうとしている。しかし、本件では、Amish 派の宗教上の目的に適合するために、第 8 学年を超える義務教育を受けさせなくとも、子どもの身体上、精神上の健全性は損なわれることもないし、また自活能力や市民としての責務能力に欠けることにもならないことは明らかであるとした。この上に立って、連邦最高裁は、「われわれは、立憲政治の下で宗教条項に含まれる重要な諸価値を一貫して強調する時、すべての範囲を取り巻くような、しかも州が論じる広くて予知できない適用の可能性をもつような *parens patriae* の主張を受け容れることはできない⁽¹⁸⁾」として、Prince 判決でみられた *parens patriae* の広い解釈を宗教条項に関わるものとして適用しなかったのである。

かくして、連邦最高裁は、州の主張を斥け、Amish 派の親の主張を全面的に認める形で、6 対 1（2 名の判事は判決に加わらず）という圧倒的多数をもって、州最高裁の判断を支持する判決を下した。この判決の重要な点は、最初に述べたように、普遍的義務教育における州の利益がいかに強くとも、それは決して他のすべての利益を排斥したり従属させるものであってはならないことが明示された点である。これによって、子どもの教育に対する親の権利が憲法上優越的な保障（信教の自由）を与えられるとともに、読み・書き・算の基礎教育は州の強力な利益であるがハイスクール教育は必ずしもそうでないこと、また強い宗教上の信念をもつ生徒に限って第 8 学年を超えた義務就学は免除されるという原則が、判例上確立されることになった。

(2) 少数意見と子どもの権利論

ところで、本判決では Douglas 判事一人だけが反対意見を述べているが、彼は州の主張を全面的に擁護しているわけでもなく、また多数意見を全く否定しているわけでもない。彼は、あくまでもこの問題を子どもの権利に主眼をおいてとらえようとしたのである。

彼によれば、多数意見では、本件で問題となっている利益について、一方に Amish 派の親の利益を、他方に州の利益をおいて考えている。そして、法廷ではもっぱら Amish 派の親の信教の自由のみが問題とされ、子どもの信教の自由（権利）は実証されなかったと批判する。彼は、法廷意見批判の根拠として、次の二点を指摘している。

第一に、訴訟当初、被告は親の信教の自由だけでなく子どものそれをも主張し、法廷でも親と子との利益を同一視していたにもかかわらず、結果的に子どもの宗教上の利益は単に分析の一要因として取り扱われたにすぎなかった⁽¹⁹⁾。第二に、自らの要求を表明できるほどに成熟した子どもの見解を論究しないで、親が子どもに宗教上の考え方を課すことは、子どもの権利を侵害するものである。

こうして彼は、子どもの権利に主眼をおき、子ども自身の見解・判断を最優先かつ最高度のもものと位置づけるのである。彼のこうした主張は、子どもも「権利の章典⁽²⁰⁾」(Bill of Rights)

に含まれる「人」(persons)であり、憲法上保護され得る利益をもつという最近の判例動向を強く支持するものであった。

本件において子どもの見解が決定的であると強調する彼は、本判決の影響を次のようにとらえている。すなわち、本判決によって危険にさらされるのは、まさしく子どもの将来である。子どもは、今日の新しい驚くほどの多様な世界へ巣立つことから永久に閉め出されるであろう。親の判断に従わない子どももいるかも知れない。もし、親の権限によって子どもが Amish 派の生活様式の馬装をしたり、その教育が不十分なものであったなら、子どものすべての人生は茫然自失し崩れる恐れもある。

いずれにせよ、就学義務に関する問題を子どもの権利、子どもの信教の自由を中核に据えて考えようとしている点は、これまでこの問題がもっぱら州と親との関係でとらえられていたのに対して、判例史上きわめて画期的な視点を与えるものであったといえることができる。

おわりに

以上、Yoder 事件を中心としたアメリカの就学義務規定をめぐる教育判例の分析から、まずその動向についてまとめると次のようになる。

- (1) 就学義務規定の制定それ自体については、当初から州の権限が認められ、それは Prince 判決で展開された“*parens patriae*”（祖国の親）理論にも支えられながら、子どもに対する親の自然的権利を超越する絶対的権限とされた。
- (2) しかし同時に、就学義務規定の運用に関しては、州の権限に一定の制約が課せられることになった。すなわち、公権力による就学強制は、憲法上優越的な保障を享受しうる権利として確認された親の教育の自由・権利（学校選択権＝Pierce 判決、宗教的信念に基づき中等教育を受けさせない自由＝Yoder 判決）を不当に侵してはならないことが判示された。とくに Yoder 判決では、州の就学義務規定は他のすべての利益を従属させたり、あるいは排除するような絶対的なものではないと明示され、先の *parens patriae* の考え方が否定された。

次に、就学義務をめぐる判例における教育関係諸主体の権利（権限）・義務関係については、常に州と親を両極におき、両者の権限・権利関係がもっぱら問題とされてきた。そこには、子どもの権利や利益の観点は見いだされなかった。このことは、ある意味では子どもに対するアメリカの伝統的な考え方によるものでもある。

一般にアメリカでは、長い間、子どもは保護される存在であり、権利を主張できる存在ではないという考え方が支配的であった。それゆえ、他の判例において、早くから「子どもの利益」(child benefit)⁽²¹⁾ という観点がとり入れられたこともあるが、そうした認識は、一般に州や学校当局あるいは親の利益に還元されるものとして論じられていたのである。

この意味では、Yoder 判決において、傍論ではあるが、就学義務をめぐる問題の中で子どもの権利との関係を考慮することが必要不可欠とされた点は、子どもの権利の原則的確立

への一ステップとして重要な意義をもつものとなろう。換言すれば、就学義務をめぐる教育判例においても、教育上の子どもの権利の確認が無視できない課題とされつつあるといえよう。

しかし、少なくとも現時点では、1969年の ⁽²²⁾Tinker 判決以降、子どもの権利が一般人権の中で理論的に確立される状況の中であって、就学義務の問題領域においては、子どもの権利は学校制度における他の諸主体の関係の中では一定の制約を受けているといえるのである。

なお、就学義務の問題とも密接な関連をもつ、子どもの学習権保障の制度原理の一つである“無償性”に関する判例の検討については、稿を改めて論及することにした。

註

- (1) 例えば、1966年の I L O・ユネスコ共同勧告「教員の地位に関する勧告」第3項。
- (2) これに関する代表的な先行研究には、教育課程に関わる判例を緻密に分析した佐藤全「米国教育課程関係判決例の研究—日米比較教育法研究序説—」（風間書房、1984年）、教育を受ける権利の問題を歴史的に検討した千葉卓「教育を受ける権利—アメリカ・西ドイツに関する法的検討」（「北海学園大学学術研究」12号～、1972年～）が挙げられる。
- (3) State v. Bailey, 157 Ind. 324, 329-30.
- (4) Prince v. Massachusetts, 321 U. S. 158, 160.
- (5) 連邦憲法修正第1条「連邦議会は法律により、国教の樹立を規定し、もしくは信教上の自由な行為を禁止することはできない。……」
- (6) 連邦憲法修正第14条「……いかなる州といえども正当な法の手続によらないで、何人からも生命、自由或は財産を奪ってはならない。……」訳文は、宮沢俊義編「世界憲法集」岩波文庫（1974年）による。
- (7) 321 U. S. 166.（傍点は引用者）
- (8) Ibid., at 166.
- (9) 本件は、一定学年以下の子どもに外国語を教授することを禁止したネブラスカ州法に反して、私立学校の教師がドイツ語の授業をし、起訴された事件である。
- (10) 268 U. S. 534-535.
- (11) Ibid., at 535.
- (12) 親の教育権に関していえば、Pierce 判決における学校選択権のほかにも、特定の学校行事出席拒否権も容認された。Board of Education v. Barnette, 319 U. S. 624 (1943年).
- (13) Amish 派は、もともと16世紀のスイス再浸礼教徒 (Swiss Anabaptists) によって始まり、彼らは既存の教会を拒絶するとともに、物質的成功、立身出世の重視をきらい競争心を否定しながら、彼ら自身現世からの隔離を求めるといった、初期の簡素なキリスト教的生活を追求していた。
- (14) 州の下級裁判所における一審、二審の判決では同州法の合憲性が認められたが、州最高裁では、一転して Amish 派の親の主張が受け容れられ、同州法は修正第1条の信教の自由を侵すものであるとして、違憲判決が下されていた。
- (15) 406 U. S. 214.（傍点は引用者）
- (16) Ibid., at 219.
- (17) Ibid., at 225.
- (18) Ibid., at 234.
- (19) この点に関して、多数意見では、本件の当事者は親であり、自由活動条項の下で親の権利との関わ

りが問題であるとして、子どもの利益については取り上げなかったことを言明している。

(20) 連邦憲法修正第1条～第10条のこと。

(21) 宗派学校に対する州の間接援助を認めた1930年の連邦最高裁の判決（Cochran v. Louisiana State Board of Education, 281 U. S. 370）において、この「子どもの利益」論が展開された。

(22) Tinker v. Des Moines Independent Community School District, 393 U. S. 503. そこでは、学校における生徒（子ども）の意見表明・表現の自由が、連邦憲法上の権利として確認される画期的な判断が下された。